

鳥取県公共事業景観形成指針

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第20条第1項の規定により、鳥取県公共事業景観形成指針（以下「本指針」という。以下同じ。）を次のとおり定める。

第1 趣 旨

本県の優れた景観は、それに囲まれて暮らす人々に安らぎや潤いを与えて豊かな生活環境をもたらし、そのような郷土への誇りと愛着を育む、すべての県民の貴重な共有財産であり、現在の県民すべてが広くその恵沢を享受するとともに、よりよい形で将来の県民に継承していくべきものである。

鳥取県景観形成条例が目的とする、そうした優れた景観の形成を図る上で、県が行う土木その他の建設事業の果たす役割はきわめて大きく、その実施者である県は、自ら率先して景観形成を先導する責任を負う。

そこで、そうした公共事業を県で実施するに当たり、これを単に景観形成に支障とならないのみならず、良好な景観形成に積極的に貢献するものとするために必要な事項を定め、県においてその遵守徹底を図るとともに、国や市町村にも配慮するよう要請するものである。

第2 運用方針

公共事業の実施に当たっては、良好な景観形成に資することは社会資本の本来機能の一つであることを認識し、ライフサイクルコストを含めた総合的なコスト削減を念頭に置きつつ、周囲の景観に与える影響を十分に評価した上で事業計画を立案し、施工し、維持管理していかなければならない。

そのためには、良好な景観の保全と魅力ある景観の創出及びそれらの継承のために、行政や住民、事業者等の景観形成に携わる関係者が共通の認識に立ち、できる限り客観的・合理的な景観に関する評価を行うことが不可欠である。

このような考え方にに基づき、本指針は、次のような方針に則って運用するものとする。

- 1 県の公共事業は、本指針に定める手法による景観評価に基づき、本指針に示す景観形成の具体的方向及び遵守すべき事項に従って実施されなければならない。
- 2 県が実施する公共事業の実施機関は、本指針のほか、県その他の景観行政団体が策定する景観形成に関する条例や計画に従い、良好な景観形成に資する公共事業を推進しなければならない。
- 3 県内において公共事業を実施する国及び市町村その他の地方公共団体に対しては、本指針に配慮して景観形成を図るよう要請するものとする。

第3 定義

この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 景観評価 その過程で景観形成に携わる県民、学識経験者、行政等の共通認識の形成を図りつつ、公共事業が景観形成に与える影響を客観的に評価する仕組みをいう。
- (2) 景観資源 地域の景観を特徴づけ、景観形成に重要な影響を与える自然景観、歴史的・文化的な建造物、樹木、街並み等をいう。

第4 景観評価

県の公共事業の実施に当たっては、必要に応じて鳥取県景観審議会、鳥取県景観アドバイザー、関係市町村、住民等の意見を聞くものとする。

特に、景観評価の対象事業については、事業の各段階で景観形成に関する方針や具体的対応を取りまとめ、県民の意見や第三者の意見を求めるものとする。

対象事業以外の公共事業についても、できる限りそれに準じた手法により景観評価を実施するものとする。

1 景観評価対象事業

次表に掲げる事業（土地の形質の変更規模が概ね 10,000 m²以上となる事業等）は、以下に定める手順による景観評価の対象とする。ただし、景観行政団体である市町村が公共事業景観形成指針（以下「市町村指針」という。）等を別に定め、それより小規模なものも景観評価の対象とすることとしている場合には、当該市町村内で行われる事業については、当該市町村の定める規模以上のものを対象とする。

景観形成重点区域又は自然公園の区域内での事業は、原則としてすべて景観評価の対象とする。

ただし、災害復旧等の緊急を要する事業及び軽易な維持修繕事業、周囲の景観形成に与える影響が少ないと判断される軽微な事業変更、外観変更を伴わない修繕事業、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象事業については、この限りでない。

【景観評価対象事業一覧】

事業の種類	景観評価を義務付ける対象事業	参考：鳥取県公共事業環境配慮指針
道路の整備 (1) 国道、県道、県代行道路、農道、林道	<ul style="list-style-type: none"> 計画延長が 4 車線 0.5km 以上の事業、2 車線 1km 以上の事業、1 車線 1.5km 以上の事業 	(国道、県道、県代行道路) <ul style="list-style-type: none"> 計画延長が 4 車線 1 km 以上の事業、2 車線 2 km 以上の事業 (農道、林道) 事業採択延長が 2 車線 4 km 以上の事業
河川の整備 (1) 河川 (2) 治水ダム (3) 溪流・流路工	<ul style="list-style-type: none"> 計画区間が 1 km 以上の事業 すべての事業 計画延長が 0.5 km 以上の事業 	<ul style="list-style-type: none"> 計画区間 1 km 以上の事業 すべての事業 計画延長が 0.5 km 以上の事業
砂防・治山の整備 (1) 砂防ダム、治山ダム (2) 急傾斜地、雪崩防止、山腹工事	<ul style="list-style-type: none"> 堆砂面積が 0.75 ヘクタール以上の事業 計画区域面積が 1 ヘクタール以上の事業 	<ul style="list-style-type: none"> 堆砂面積が 1 ヘクタール以上の事業 計画区域面積が 1 ヘクタール以上の事業
港・空港の整備 (1) 漁港、港湾 (2) 海岸 (3) 埋立干拓 (4) 空港	<ul style="list-style-type: none"> 計画施設用地の面積が 1 ヘクタール以上の事業 計画延長が 0.5 km 以上の事業 すべての事業 すべての事業 	<ul style="list-style-type: none"> 施設用地の面積が 1 ヘクタール以上の事業 計画延長が 0.5 km 以上の事業 すべての事業 (規定なし)
公園・緑地の整備 (1) 都市公園、農村公園等 (2) 森林公園	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域面積が 1 ヘクタール以上の事業 計画区域面積 (森林を除く。) が 1 ヘクタール以上の事業 	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域面積が 10 ヘクタール以上の事業
農業農村の整備 (1) 用排水路 (2) ため池 (3) ほ場整備	<ul style="list-style-type: none"> 事業採択延長が 1 km 以上の事業 湛水面積が 0.5 ヘクタール以上の事業 事業採択区域の面積が 1 ヘクタール以上の事業 	<ul style="list-style-type: none"> 事業採択延長が 2 km 以上の事業 湛水面積が 1 ヘクタール以上の事業 事業採択区域の面積が 10 ヘクタール以上の事業
建築物の建築 (1) 建築物の新築、改築、増築及び外観の変更 (2) 公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積 1,000 m² 超又は高さ 13m 超の事業 建築面積 1,000 m² 超又は高さ 13m 超の団地整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積 1,000 m² 超又は高さ 13m 超の事業 建築面積 1,000 m² 超又は高さ 13m 超の団地整備事業
工業団地、流通団地、住宅団地の造成 (1) 工業団地、流通団地、住宅団地	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域面積が 1 ヘクタール以上の事業 	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域面積が 10 ヘクタール以上の事業

2 景観評価の手順

(1) 調査計画段階（基本設計、概略・予備設計）

- ① 景観評価の時期
景観評価は、事業特性を踏まえ、できる限り早い段階で適切な時期に開始する。
- ② 景観評価リストの作成
事業を実施する周辺の景観状況及び主な景観資源について、既存資料や関係市町村、周辺住民等の意見を聴取し、景観評価リスト（様式第1号）を作成する。
- ③ 景観評価
景観評価リストを公開して、広く県民の意見を聴取するとともに、鳥取県景観アドバイザーの意見を聞いた上で景観評価リストを修正する。
なお、事業内容、実施区域により、鳥取県景観審議会に意見を求めることができる。
- ④ 結果の公表
上記手続きにより決定した景観評価リストは、公表するものとする。

(2) 実施設計段階（詳細設計）

- ① 景観評価の時期
事業の実実施設計を行う段階で、景観評価を行う。ただし、調査計画段階がなく実施設計段階から始まる事業については、この段階において、(1) ②を含めて行うものとする。
- ② 景観チェックリスト等の作成
本指針に基づき景観チェックリスト及び景観予測図（パース、CG、フォトモンタージュ、着色図面等、視覚的に景観に与える影響を判断できる資料）（以下「景観チェックリスト等」という。）を作成する。
- ③ 景観チェックリスト等の公開と評価
事業における景観形成について、景観チェックリスト等により各施設の具体的規模・形状・配置などの情報を公開し、広く一般県民の意見を聴取するとともに、景観アドバイザーの意見を聞いた上で景観チェックリスト等を修正する。
なお、事業内容、実施区域により、鳥取県景観審議会に意見を求めることができる。
- ④ 結果の公表
上記手続きにより決定した景観チェックリスト等は、公表するものとする。
- ⑤ その他
景観チェックリストを作成する際、様々な事情により、景観評価リストに記載した景観特性等に配慮して定める具体的対応の内容を変更する場合は、景観評価リストの該当部分に変更の内容及び理由を示して公表するものとする。

(3) 施工段階（工事）

施工にあたっては、景観評価の結果を着実に施工に反映させなければならない。
現地の状況により、景観評価に修正が必要な場合は、景観評価リスト及び景観チェックリストの該当部分に変更の内容及び理由を記載して提出し、鳥取県景観アドバイザーの意見を求めなければならない。
事業が完了した段階で、前項の景観チェックリスト等と完成写真を公表し、維持管理に係る意見を聴取するものとする。

(4) 維持管理段階

本指針に基づき、良好な景観が形成されるよう適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて改善措置を講じるものとする。

3 事業完了後の評価

事業完了後数年程度が経過した後、事業により形成された景観について、本指針に照らして事後評価を実施する。

当該評価結果を踏まえ、必要に応じて改善措置を講じるとともに、今後の事業への適切な反映に努めるものとする。

第5 公共事業に共通の設備等に関し留意すべき事項（共通要素）

○基本事項

1 位置・規模

- ・ 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。
- ・ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。
- ・ 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑えること。
- ・ 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。
- ・ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

2 形態・意匠

- ・ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。
- ・ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とすること。
- ・ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。

3 色 彩

- ・ 周辺の景観と調和した色彩とすること。
- ・ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。
- ・ 外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。

有彩色の色相	彩 度		
	景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域
0. 1R～10R	2以下	2以下	4以下
0. 1YR～5Y	4以下	4以下	6以下
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下

- ・ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。
- ・ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。
 - ※ 色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。
 - ※ ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。

○個別事項

4 法 面

<基本方針>

できる限り緩やかな勾配とし、在来種による緑化を施す等により、原地形や既存植生になじませ

ること。

<具体的方向>

① 原地形との調和

- ・ 法面は、できる限り統一した植生工による表面処理と原地形への取付けの工夫により、違和感のないものとする。
- ・ 法尻、法肩部に季節感を考慮した低木や花木などの植栽を行うこと。
- ・ 法面は緑化可能な勾配とし、必要最小限の規模となるように計画すること。

② 緑化の方法

- ・ 表土の復元などにより、法面に既存植生を回復させること。
- ・ 植生タイプを統一することにより、周辺植生と調和させること。
- ・ 視覚的な連続性を高めるため、周辺とのコントラストを考慮した植栽構成とすること。
- ・ 既存樹木をできる限り多く残すことにより既存植生と調和させること。

5 擁 壁

<基本方針>

自然素材（木、石等）を利用し、緑化などとの併用により、周辺景観になじませること。

<具体的方向>

① 周辺景観との調和

- ・ 緑化ブロックを使用し、植栽で周辺と調和させること。
- ・ 自然石、地場産素材の活用、植栽の併用を複合的に取り入れること。
- ・ 擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とし、必要最小限の規模となるよう計画すること。

② 緑化の方法

- ・ つる性植物による緑化により擁壁面を被覆し、構造物による違和感を軽減すること。
- ・ 擁壁前面に植栽スペースを設置し、壁面を遮へいすることで、圧迫感を低減すること。
- ・ 擁壁の天端に植栽することで構造物が与えやすい周辺への違和感を和らげること。

6 護 岸

<基本方針>

できる限り自然環境の保全を考慮し、親水性の確保、自然環境との調和を図ること。

<具体的方向>

① 水辺空間の確保

- ・ 安全性に配慮し、護岸に階段を設置する、緩勾配にするなど水辺に近づきやすい形状の護岸とすること。
- ・ 水生植物等が植栽できる構造とするなど、周辺の自然環境とできる限り同質化させること。
- ・ コンクリート護岸には表面処理を工夫する、河原の石等を利用するなど素材を考慮し、周辺景観に対する違和感を緩和すること。
- ・ 水際線の形状や護岸の裏面が一様で単調とならないよう配慮し、自然景観になじませること。

② 緑化の方法

- ・ 場所によっては植物等で護岸を保護し、天然護岸として周辺景観になじませること。
- ・ 護岸肩部など治水上支障のない箇所に植栽を施し、周辺景観になじませること。

7 防護柵

<基本方針>

認知されやすい施設であり、周辺景観の阻害要因となりやすい。視野の確保、美観の向上を考慮した上で、構造、形態、意匠、色彩に配慮し、周辺景観になじませ、地域特性の創出を図ること。

<具体的方向>

① 周辺景観との調和

- ・ 眺望をできる限り遮らず、透過性の良い構造とすること。
- ・ 周辺と同化するような色彩とし、植栽を併用するなどして周辺景観となじませること。

② 地域特性の演出

- ・ 地域の自然素材（石、木材等）を利用するなど、周辺景観になじませること。

8 舗装

<基本方針>

視点位置によっては景観に大きく影響を与えるため、色彩や素材について特に配慮し、周辺景観になじませること。必要に応じて地域特性により個性の演出を図ること。

<具体的方向>

① 周辺景観との調和

- ・ 歩道、自転車道の舗装は、必要に応じて素材、色彩を考慮し、強調するなど景観に変化をつけること。

② 個性の演出

- ・ 自然景勝地では、自然素材等を活用し、自然景観になじませ、周辺景観を引き立たせること。
- ・ 市街地では、車道部と歩道部を区分した色彩変化などにより、周辺景観に考慮しつつ個性を演出すること。

9 標識、公共広告物

<基本方針>

配置、規模、色彩等に規則性がなく、統一感に欠ける場合が多いため、景観阻害の要因となりやすい。表示すべき情報、掲示内容等の整理整合を図り、周辺景観になじませること。

道路標識、信号機、広告物等は、その機能を確保した上で、設置数、配置を考慮し、構造、形態、意匠を創意工夫し、沿線又は周辺の統一性を確保すること。

<具体的方向>

① 整理整合

- ・ できる限り形態、意匠、高さ等を統一し、共架等により集約化して、乱雑さや違和感を和らげる

② 周辺景観、美観との調和

- ・ 地域特性により自然素材等を活用し、周辺景観、美観になじませること。

10 照明施設

<基本方針>

周辺の諸施設との位置関係を考慮して設置位置、照明方法を選定し、形態、意匠、色彩等を周辺景観になじませること。

<具体的方向>

① 配置、形態・意匠

- ・ 周辺施設との位置関係を考慮し、乱雑にならないよう共架にするなど、集約して設置すること。ただし、集約により照度、輝度が局部的に高くなり弊害が出る場合は、この限りでない。
- ・ 器具の形態、意匠、色彩等は、なるべくシンプルなものとし、昼間の目障り感を抑えること。

② 照明方法

- ・ 周辺景観を考慮し、植栽等の周辺景観と複合させて照射対象とすること。
- ・ 公園等ではフットライトを使用するなど、必要に応じて個性を演出すること。
- ・ 特定照明については、対象物以外への照射は最小限とし、光の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。

※ 特定照明とは、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外に

あるものに限る。)の外観について行う照明をいう。

11 緑の保全と緑化

<基本方針>

すべての施設景観を形成する上で役割は大きく、既存植生、季節感を考慮した植栽により積極的な緑の保全、緑化を行い、周辺景観と調和させること。

<具体的方向>

① 緑空間の保全

- ・ 高低木の配置、草花、花木、自然石等の活用に複合的に取組み、緑の空間を創出すること。

② 緑化の方法

- ・ 地域の植生構成、在来樹種を踏まえた植栽計画とし、土壌、気象条件に適合した樹種選定を行うこと。
- ・ 緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。
- ・ 植栽については、周辺の既存植生に調和したものとする。

12 占用行為

<基本方針>

公共用地における工作物の占用行為については、比較的小規模で多様性があるため、位置や形態、意匠、色彩等の統一が図りにくい。集合化、植栽による修景、目立たない色彩選定、地下埋設等を図り、周辺景観と調和させるよう指導すること。

<具体的方向>

① 周辺景観との調和

- ・ 電柱、電線類は、できる限り地中化すること。
- ・ アーケード、屋外広告物は、規模、色彩等をできる限り統一すること。
- ・ 電話ボックス、バス停留所等は、地域、沿線の特性に調和させること。

13 維持管理

<基本方針>

施設、植栽の維持管理については、計画的な修繕、補修、手入れを行い、地域景観に調和した形態、意匠、生態を維持すること。

<具体的方向>

① 施設の維持管理

- ・ 施設の維持管理は、老朽化時期の違いなどから単独で行われることが多い。周辺景観に調和させ、部分的な不統一感を生じさせないよう、ある程度の計画性を持って、素材、色彩等をできる限り統一すること。

② 植栽の維持管理

- ・ 育成、維持、更新の各段階でそれぞれ必要となる管理行為を着実にを行い、長期的、定期的、安定的な維持管理を実施すること。

第6 公共事業の種類に応じて特に留意すべき事項（施設別要素）

1 道路

<基本方針>

道路は、安全で快適な通行機能を確保するための施設であるが、沿道には山地、田園、町並み等の多種多様な景観が広がり、県土の景観形成の重要な骨格をなしている。

道路整備においては、地域の優れた景観資源の保全と活用・整備に配慮し、地域の環境、歴史、

文化と調和させること。

<具体的方向>

① 路線の選定

- ・ 周辺の主要な眺望点からの眺望を妨げない路線とすること。
- ・ 自然環境に与える影響が最小限となる路線とすること。

② トンネル

- ・ 抗口部と周辺景観との一体化を図ること。
- ・ 抗口部の形状工夫により圧迫感を軽減すること。
- ・ 壁面処理により輝度を抑え周辺景観と調和させること。

③ 交差点

- ・ 集中している信号、標識、電柱等の付属物をできる限り共架化し、形態、意匠、色彩等を統一し、雑多な印象を和らげること。
- ・ 市街地の交差点角地においては、余裕地等を利用し、できる限り歩行者の溜まり空間を確保すること。

④ 歩道及び自転車道

- ・ 沿道建築物のセットバック等と併せ、できる限り広い歩行空間を確保すること。

⑤ 道路付属物

- ・ 付属物は乱雑になりやすいため、共架化等による集約、形態、意匠、色彩等の統一により周辺景観と調和させること。

⑥ 道路緑化

- ・ 沿道特性を考慮した緑化修景により、周辺景観と調和した空間を創出すること。

2 橋 梁

<基本方針>

橋梁は、人や車の通行という機能的な役割だけでなく、それ自体が地域の象徴となりうるものであり、周辺景観の眺望点としても重要な施設である。

橋梁の整備に当たっては、優れた景観要素となりうる特性を活かし、地域の環境、歴史、文化と調和させること。

<具体的方向>

① 橋梁本体

- ・ 橋梁本体自体が優良な景観資源となることを考慮し、構造、素材、色彩等は周辺景観と調和し違和感のないものとする。
- ・ 歴史的、伝統的な雰囲気を醸し出している地域における構造等の選定に当たっては、歴史や伝統を考慮し、それらと調和のとれたものとする。

② 橋梁付属物

- ・ 高欄、照明施設等の付属物については、橋梁本体との調和を考慮し、橋梁全体で周辺の景観と調和するように形態、素材等を決定すること。
- ・ 排水管等の付属物について、形態、意匠、色彩等を工夫し、本体との調和を図ること。

③ 高架橋、歩道橋

- ・ 橋桁、橋脚に曲線処理等を行うことで構造物の圧迫感を軽減すること。

3 河川・水路

<基本方針>

河川・水路は、治水、利水の充実に図るために整備されるが、地域住民の生活と密接に関係する施設であるとともに、優れた景観要素として県土の景観形成の上で重要な骨格をなしている。

河川・水路の整備にあたっては、自然環境の保全を考慮し、水との触れ合いに配慮した潤いと安らぎのある快適空間の形成、地域環境との調和を図ること。

<具体的方向>

① 河道計画

- ・ 既存流水部の特徴（淵、洲等）を考慮し、周辺地形と調和させること。
- ・ 既存河床材料の活用、植生の保全・復元などの工夫により、周辺環境と調和させること。

② 護岸

（親水性護岸）

- ・ 緩勾配護岸及び階段護岸、昇降路については、周辺環境や地形に配慮し、陸域と水域を違和感なく結びつけること。
- ・ 既存の河原の石や杭柵等を活用した川づくりを行うこと。

（環境保全護岸）

- ・ 既存河床材料や地場産素材、自然植生の再生が可能な多孔質護岸ブロックやカゴマットの活用により、周辺景観・環境に配慮した護岸とすること。

③ 河川管理施設等

- ・ 河川管理施設や許可工作物の形態、意匠、素材、色彩等については、周辺環境と調和させること。

④ 堤防等

- ・ 堤内と堤外が一体的な空間となるよう工夫すること。（堤防の緩勾配、小段、昇降路等の設置及び堤内の公園等の公共空間との一体的整備）
- ・ 視点場としてのスペースを確保すること。
- ・ 既存樹木の保全、再生に積極的に取り組むこと。

4 ダム・堰堤

<基本方針>

ダム・堰堤は、治水、利水を始め、治山、砂防等を目的に建設されるものであるが、その本体・貯水池及び関連施設は大規模であり、地域環境に大きな影響を与える施設である。

ダム・堰堤の建設に当たっては、地域住民の生活や周辺景観への影響を考慮し、地域の自然や歴史、文化との調和、融合が図れるよう景観上の配慮を行うこと。

<具体的方向>

① ダム・堰堤

- ・ 周辺自然環境を阻害しない位置や形式を検討し、周辺景観と調和させること。
- ・ 関連施設や道路には、できる限り現地発生材を活用すること。
- ・ 治山・砂防堰堤については、下流側のコンクリート面が人目に付きやすいことから、次の対策を講じること。

ア 自然環境に配慮し、間伐材等の素材を活用すること。

イ 可能なら、つる性植物等により被覆すること。

ウ 堰堤周辺にはできる限り植樹を行うこと。

② その他

- ・ ダムや堰堤周辺の余裕地などには、周辺景観と調和のとれた植栽や公園・広場を設け、緑と水に親しめる空間を創出すること。

5 急傾斜地崩壊対策施設

<基本方針>

急傾斜地崩壊対策施設や山腹工は、土砂崩れから人家を保全し、地域住民の生命・財産を保護することを目的としていることから、設置箇所や構造についての配慮は困難である。

しかし、地域環境と密接に関係する施設であるため、施設の設置にあたっては、地域環境への影響を考慮し、地域の自然と融合が図れるよう景観上の配慮を行うこと。

<具体的方向>

① 擁壁工

- ・ 擁壁工については、人家背後に設置されることから、不特定多数の人目を引くことは少ないが、

擁壁工のコンクリート面が目につきやすい場合には、コンクリート壁面の表面処理や自然環境に配慮した間伐材等の活用、つる性植物等による被覆、植生ブロックの設置、施設周辺の植栽等の対策を行うこと。

② 法面工

- ・ 法面は、原則として緑化することとし、コンクリート吹き付けは避けること。
- ・ 緑化は、原則として在来種で行うこと。

6 港・空港

<基本方針>

港では、陸域・海域の優れた自然環境を背景に、港の町並みや船溜りなどが情緒ある風情を醸し出している。また空港は、地域の玄関口を印象づける空間となっている。

港・空港の整備に当たっては、地域の自然環境、歴史や文化の特性を考慮し、人々が集う親近感のある快適な空間を創出すること。

<具体的方向>

① 施設

- ・ 様々な眺望点を考慮し、港・空港の背景と調和させること。
- ・ 港については、人々が自由に散策できるよう形状等を工夫し、親水性に配慮すること。
- ・ 美観を考慮したデザインの工夫により、情緒ある風情を醸し出すこと。
- ・ 背後地との調和を考慮した植栽を行い、周辺景観と調和させること。

② 建築物・工作物

- ・ ターミナルや倉庫、上屋等の建築物、工作物について、建築線、軒高線、色彩の統一等を検討し、港・空港全体としてのまとまりを創り出すとともに、周辺景観と調和させること。

7 海岸

<基本方針>

海岸は、陸域と海域との汀線を形成し、海岸資源の採取、観光、行楽等多種多様な用途・機能を有するとともに、海岸生物の生息地、海岸線の景観など、優れた自然環境を形成している。

海岸の施設整備に当たっては、水とのふれあいや自然環境の保全を考慮し、自然景観と調和させること。

<具体的方向>

① 堤防、防波堤、突堤、離岸堤等

- ・ 天端高はできる限り低くし、眺望を確保すること。
- ・ 視点場としてのスペースを確保すること。

② 護岸

- ・ 緩勾配護岸、階段護岸、昇降路等は周辺環境・地形に配慮し、陸域と水域を違和感なく結びつける工夫を行うこと。

③ 海浜

- ・ 自然海浜は浜だけではない。その周辺の緑や自然石群の景観と調和させること。
- ・ 人工海浜については、周辺地域の歴史や植生に配慮すること。

④ 建築物、工作物

- ・ 背景地と一体となった土地利用のため、周辺景観を損なわない形態、色彩とすること。

8 公園・緑地

<基本方針>

公園・緑地は、日常生活において地域住民の憩いやふれあいの場として親しまれる空間であり、地域の景観形成の上においても重要な施設である。

公園・緑地の整備に当たっては、地域の環境、歴史や文化を考慮し、周辺景観と調和した快適な空間を創出すること。

<具体的方向>

① 施設

- ・ 周辺に優れた自然景観やランドマークがある場合には、これらの眺望に配慮した施設位置とする。
- ・ 公園及び緑地施設は、それぞれが持つ本来の機能とデザインとを共有させ、使いやすい構造や配置とし、全体に違和感のないものとする。
- ・ 景観に影響を与える表層材については、できる限り自然素材や地場産素材を活用し、安らぎと潤いのある景観を醸し出すこと。
- ・ 花壇やモニュメント、彫刻等を積極的に設置し、景観に趣を創り出すこと。

② 建築物、工作物

- ・ 公園全体の個性を醸し出すよう、周辺にとけ込ませた施設、周辺景観のランドマーク的施設とするなど工夫すること。
- ・ 樹木や四季の景観変化との調和を図り、デザイン、色彩を工夫して個性を演出すること。

③ 緑の保全と緑化

- ・ できる限り現存する樹木を保全活用し、周辺景観と調和させること。
- ・ 四季の季節感を演出する樹種や草花の植栽を活用すること。

④ 一体的整備

- ・ 緑の連続性など施設相互の利用形態、景観の活用を工夫すること。
- ・ 周辺景観を考慮した植栽とすること。

⑤ ポケットパーク

- ・ 道路との一体化整備、花壇、ベンチ等のストリートファニチャーの活用等により、良好な憩いの空間を創出すること。

9 下水道施設

<基本方針>

下水道は、居住環境の向上と公共水域の水質保全を図る上で重要な施設であり、地域の環境保全と密接に関係するものである。

下水道施設の整備に当たっては、周辺環境との調和を考慮すること。

<具体的方向>

- ・ 緑化可能な空間にはできる限り広く緑地帯や公園を設けること。
- ・ アプローチや境界部分に植栽することで周辺に与える違和感を和らげること。
- ・ 処理水の再利用により人工的なせせらぎを創るなど、地域に親しまれる景観づくりに配慮すること。

10 公共建築物

<基本方針>

公共建築物は、地域の拠点や目印となるものであり、地域環境と密接な関係にあることから、景観形成の上においても先導的役割を果たす。

公共建築物の整備に当たっては、良好な地域景観を創造する観点から形態、意匠、色彩等に配慮し、地域の風土、歴史や文化と調和した親しみのある施設とすること。

<具体的方向>

① 位置

- ・ 優れた自然景観や歴史的景観への眺望を阻害しないような施設配置とすること。
- ・ 敷地内での建物配置を工夫し、背景となる山の稜線や歴史的なまちなみからの突出をできる限り抑え、地域に開かれた地元の人々が共有できる潤いのある空間を確保すること。
- ・ 既存建築物の配置の連続性やバランスに配慮すること。
- ・ セットバックした配置に努め、威圧感の低減や快適性の確保のため、オープンスペースを創出すること。

② 形態

- ・ 周辺の町並みと一体的に見た場合の壁面線や屋根形状等の連続性に配慮し、スカイラインやシルエットを周辺景観と調和させること。
- ・ 建築物の高さや形態を工夫し、背景となる山の稜線や歴史的なまちなみからの突出をできる限り抑えること。
- ・ 建築群として形態の調和を図り、建物相互のバランスに配慮すること。
- ・ 自然的又は歴史的特性を有する地域では、建物の形態に地域特性を活かすよう工夫すること。
- ・ 用途によって周辺景観にとけ込む施設とするのか、ランドマーク的施設とするのか検討し、地域全体の調和や特性を醸し出すよう工夫すること。

③ 意匠

- ・ 伝統的な町並みでは、既存のデザインモチーフを大切にすること。
- ・ 地域のイメージに調和するデザインとすること。
- ・ 屋外に設置する設備機器は、建築物と一体化させ、植栽などにより修景すること。
- ・ 屋上に付帯設備等を設ける場合は、外部から直接見えにくいよう工夫すること。
- ・ 自然的又は歴史的特性を有する地域では、建物の意匠にも地域特性を活かすよう工夫すること。
- ・ 地域の中核となる建築物は、地域の個性を演出するような意匠とすること。

④ 色彩

- ・ 周辺建物の色相や色調にあわせたり、対比させることにより統一的な景観や賑わいを演出すること。
- ・ 屋根外壁は落ち着いた色のある色彩を基調とし、周辺に対する違和感や圧迫感を抑えて周辺と調和させること。
- ・ 屋外に設ける設備、工作物の色彩は、建築物全体及び周辺の景観と調和させること。

⑤ 素材、材料

- ・ 自然景観に馴染みやすい天然素材や周辺の景観を形成している素材を活用すること等により、周辺景観と調和させること。
- ・ 個性的で特色ある景観を形成している地域などにおいては、地域特性にあった素材や材料を活用すること等により、地域イメージを演出すること。

⑥ 敷地の緑化

- ・ 敷地内にある景観的に優れた樹木などは、できる限り存置・移植等により保全・活用すること。
- ・ 景観阻害要素がある場合は、それを覆う形で緑化、修景を行うこと。
- ・ 既存植生と調和した樹種による敷地内緑化により、周辺の自然景観になじませること。
- ・ 花木や実のなる木などの導入や植栽方法を検討し、季節感のある空間を創り出すよう工夫すること。
- ・ 敷地内はできる限り緑化することとし、敷地面積（建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。）の3%以上は必ず緑化すること。

⑦ その他

- ・ 擁壁、塀等については、建築物本体の意匠、色彩、素材と調和させるようデザインを工夫するとともに、生垣、緑化等により周辺に与える圧迫感を軽減すること。
- ・ 敷地内の通路、側溝等については、道路、河川等と一体感のあるゆとりのある空間を創り出すよう工夫すること。

11 用地造成（団地造成、ほ場整備等）

<基本方針>

公共事業の実施により整備される公益施設、教育施設、文化施設、居住施設等のための用地造成に当たっては、潤いやゆとりによる快適性を考慮し、地形に沿った造成を工夫すること。

<具体的方向>

- ・ 主要な展望地から視覚的に認識されにくい位置や配置、規模とすること。
- ・ 原地形をできる限り活用し、自然地形に沿った造成となるよう工夫すること。

- ・ できる限り潤い、ゆとりが感じられる空間を確保すること。
- ・ 既存樹木等を活用し、周辺景観と調和させること。

第7 適用

本指針は、平成19年10月1日から適用する。